

滋賀県後期高齢者医療広域連合の物品買入れ等の指名競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県後期高齢者医療広域連合が行う物品の買入れ若しくは修繕の請負又は役務の提供(建設工事又は庁舎維持管理に係るものを除く。)に係る指名競争入札(以下「入札」という。)の執行について、別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(入札の手續)

第2条 滋賀県後期高齢者医療広域連合契約規則(平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合規則第5号。以下「契約規則」という。)第2条第4号に規定する契約担当者(以下「契約担当者」という。)は、入札を執行する必要があるときは、速やかに入札のための手続きをとらなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札は、指定の日時に所定の入札箱に入札書(様式第2号)を投函することにより行うほか、事前に公告、契約規則第18条第2項の規定による通知(以下「指名通知」という。)等により特に指定したものについては、郵便による入札を行うものとする。

(入札通知)

第4条 指名通知は、様式第1-1号又は様式第1-2号により行うものとする。ただし、入札の対象となるものの種類、性質等により、これによることが適当でないと認めた場合は、同様式に準じて作成したものにより行うことができる。

2 前項の通知は、入札の対象となるものの種類、性質、金額等に応じ、適切な見積期間を設けて行わなければならない。

3 第1項の通知に際しては、入札書を同封するものとする。

4 第1項の通知は、原則として郵送するものとし、その場合には簡易書留郵便によるものとする。

(入札執行者)

第5条 入札は、契約規則第19条において準用する契約規則第14条第1項に規定する入札執行者(以下「入札執行者」という。)が行うものとする。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穩の行動をとったとき、その他入札の公正な執行に支障があると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札執行者は、前項に規定する場合のほか、天災地変その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

3 入札執行者は、前2項の規定により入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめたときは、直ちにその理由を付して契約担当者に報告しなければならない。

(入札説明会の不参加者の取扱い)

第7条 入札執行者は、入札に先立って入札内容等の説明会(以下「入札説明会」という。)を行う場合は、これに参加しなかった指名人を当該入札に参加させることができない。

(入札又は入札説明会の遅刻者の取扱い)

第8条 入札執行者は、入札説明会又は入札の定刻に遅れた指名人を当該入札説明会又は入

札に参加させることができない。

(入札参加者の遵守事項)

第9条 入札執行者は、次の各号に掲げる事項を入札参加者に遵守させ、違反したと認めるときは退場を命ずることができる。

- (1) 入札執行中に入札執行室へ出入りしないこと（特に認めた場合を除く。）。
- (2) 入札執行中に私語、放言等をしないこと。
- (3) 入札関係者以外の者を入札執行室へ入室させないこと。
- (4) 酒気を帯びて入札室へ入室しないこと。
- (5) その他入札執行者が特に指示した事項

(入札執行宣言)

第10条 入札執行者は、入札の定刻になったときは、直ちに入札を開始する旨の宣言をしなければならない。

(入札参加者の確認)

第11条 入札執行者は、前条の宣言を行った後、直ちに指名人の名称を呼び上げて出席の確認をするものとする。

- 2 入札執行者は、入札をする者が代理人であるときは、入札書の投函前に委任状を提出させなければならない。

(疑義等の確認)

第12条 入札執行者は、入札参加者に対し、入札書の投函前に第4条の規定により通知した事項等について疑義がないかどうか確認しなければならない。

(入札書の投函)

第13条 入札は、所定の入札箱に入札書を投函させて行う。ただし、郵便による入札は、この限りではない。

(入札の無効等)

第14条 入札の無効は、契約規則第19条において準用する契約規則第13条に規定する場合とする。

- 2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の価格の入札者は失格とする。
- 3 再度入札を行う場合において、直前の入札における最低入札価格以上の価格の入札者は失格とする。

(開札)

第15条 入札執行者は、入札参加者全員の投函を確認した後、直ちに入札参加者を立ち会わせて開札を行うものとする。

- 2 入札執行者は、前項の開札を行ったときは、前条に規定する無効入札及び失格入札以外の最低入札価格を読み上げなければならない。

(落札者の決定)

第16条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の13において準用する令第167条の10の規定に該当するときは、この限りでない。

(再度入札)

第17条 入札執行者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、予定価格に達しない旨を宣言し、直ちに再度の入札をすることができる。

2 前項の場合において、入札執行者は、第14条第2項又は第3項に規定する失格者を、再度の入札に参加させることができない。

（入札執行回数等）

第18条 入札執行回数は、1件につき2回を限度とする。ただし、入札執行者が特に必要と認めるときは、1回に限り延長することができる。

2 前項の限度内において落札者がいないときは、随意契約の手続きに移ることができる。

3 前項の随意契約の手続きは、上位1、2者程度の見積りによって行うものとし、契約に至らないときは、指名替え等を行うものとする。

（見積内訳書の徴取）

第19条 入札執行者は、必要と認めるときは、入札参加者に見積内訳書の提出を求めることができる。

（入札終了の宣言）

第20条 入札執行者は、入札を終了しようとするときは、入札終了する旨の宣言をしなければならない。

（落札とならないとき等の報告）

第21条 入札執行者は、落札者が決定しないとき、又は第18条第3項の規定による随意契約ができないときは、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月28日から施行する。

様

決 裁 権 者

指名競争入札の執行について(通知)

下記の入札についてあなたが指名されましたので通知します。

記

1 入札に付する事項

(1) 購入(印刷)物品

品 名	仕 様	数 量

(2) 納入場所

(3) 履行期限 年 月 日

2 入札説明会の日時および場所

日 時	場 所
年 月 日 午 前 後 時 分 から仕様等の説明	

3 入札を行う日時および場所

日 時	場 所
年 月 日 午 前 後 時 分	

4 郵便による入札

郵便による入札は認めません。

5 最低制限価格

6 入札説明会および入札への不参加

(1) 入札説明会および入札は、それぞれの開始時刻に遅刻した者は参加することができません。

- (2) 入札説明会に参加しなかった者は、入札に参加することができません。
- (3) 入札説明会および入札に参加できないときは、それぞれの開始時刻までにその旨を連絡してください。

7 代理人の入札

入札を代理人が行う場合、代理人は、入札開始前に委任状を提出しなければなりません。

8 開札および再度入札

- (1) 開札は、入札の終了後直ちに入札者立会いの上行います。
- (2) 開札の結果予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。

9 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法第234条第3項の規定によります。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 落札者となるべき同価入札者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。
なお、落札者となるべき同価入札をした者はくじを辞退することはできません。

10 入札保証金および契約保証金に関する事項

11 前金払および部分払

12 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とします。

- (1) 入札者の資格を有しない者が入札をしたとき（託送による入札を含む。）。
- (2) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (4) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部または一部が納付されていないとき。
- (5) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正したとき。
- (7) 入札書に記名押印がないとき（割り印を含む。）。
- (8) 入札者が他人の代理をし、または代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (9) その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

13 入札または開札の延期または取りやめによる損害に関する事項

天災地変その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めるときは、これを延期し、または取りやめます。

この場合の損害は、入札者の負担とします。

14 契約の相手方となる資格の失効に関する事項

契約の相手方となる資格を得た者は、落札を決定した日から原則として1週間以内に契約を締結しなければ契約の相手方となる資格を失うこととなります。

15 その他

- (1) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回をすることができません。
- (2) 再度入札に付した場合、前回の最低の入札価格と同価格以上で入札したときは失格とします。
- (3) その他、本件執行については地方自治法、同法施行令および滋賀県後期高齢者医療広域連合契約規則ならびに滋賀県後期高齢者医療広域連合の物品買入れ等の指名競争入札執行要領に定めるところによります。

- (4) その他入札執行者が指示する事項を遵守してください。
- (5) 入札金額の根拠となった見積り内訳書の提出を求められますので、準備して入札に参加してください。

様

決 裁 権 者

指名競争入札の執行について（通知）

下記の入札についてあなたが指名されましたので通知します。

記

1 入札に付する事項

(1) 購入（印刷）物品

品 名	仕 様	数 量

(2) 納入場所

(3) 履行期限 年 月 日

2 入札説明会の日時および場所

日 時	場 所
年 月 日 午 前 時 分から仕様等の説明 後	

3 開札を行う日時および場所

日 時	場 所
年 月 日 午 前 時 分 後	

4 郵便による入札

この入札は、郵便により実施しますので、入札に当たっては、別紙「滋賀県後期高齢者医療広域
連合郵便入札実施要領」および「郵便入札手引き」を熟読し、内容を十分把握した上で入札に参加
してください。

5 最低制限価格

6 入札説明会および入札書等の郵送方法等

- (1) 入札説明会の開始時刻に遅刻した者は、入札に参加することができません。
- (2) 入札説明会に参加しなかった者は、入札に参加することができません。
- (3) 入札説明会および入札に参加できないときは、それぞれの開始時刻までにその旨を連絡してください。
- (4) 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」といいます。）は、入札書その他当該入札の公告又は通知で指定する書類（以下「入札書等」といいます。）をあらかじめ指定する期日までに到達するよう郵送しなければなりません。

7 代理人の入札

入札を代理人が行う場合、代理人は委任状を提出しなければなりません。

8 開札

- (1) 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札事務に関係のない職員立会いの上を行います。
- (2) 入札参加者は、開札に立会うことができます。ただし、代理人が立会う場合は、立会委任状を提出しなければなりません。

9 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法第234条第3項の規定によります。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 落札者となるべき同価入札者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。なお、落札者となるべき同価入札をした者はくじを辞退することはできません。
- (4) 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに落札者に落札決定の通知を行います。

10 入札保証金および契約保証金に関する事項

11 前金払および部分払

12 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とします。

- (1) 公告又は通知で指定する到達期限より後に入札が到達したとき。
- (2) 入札書等必要とされた書類が同封されていないとき。
- (3) 入札者の資格を有しない者が入札をしたとき（託送による入札を含む。）。
- (4) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (6) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部または一部が納付されていないとき。
- (7) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正したとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（割り印を含む。）。
- (10) 入札者が他人の代理をし、または代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (11) その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

13 入札または開札の延期または取りやめによる損害に関する事項

天災地変その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めたときは、これを延期し、または取りやめます。

この場合の損害は、入札者の負担とします。

14 契約の相手方となる資格の失効に関する事項

契約の相手方となる資格を得た者は、落札を決定した日から原則として1週間以内に契約を締結しなければ契約の相手方となる資格を失うことになります。

15 その他

- (1) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回をすることができません。
- (2) 再度入札に付した場合、前回の最低の入札価格と同価格以上で入札したときは失格とします。
- (3) その他、本件執行については地方自治法、同法施行令および滋賀県後期高齢者医療広域連合契約規則ならびに滋賀県後期高齢者医療広域連合の物品買入れ等の指名競争入札執行要領に定めるところによります。
- (4) その他入札執行者が指示する事項を遵守してください。
- (5) 入札金額の根拠となった見積り内訳書の提出を求め場合がありますので、準備して入札に参加してください。

入 札 書（物品）

入 札 金 額	円
物 品 名	
納 品 の 場 所	
入 札 保 証 金 額	
<p>上記の金額をもって売り払いしたいので、仕様書、滋賀県後期高齢者医療 広域連合物品買入れ等の指名競争入札執行要領及び滋賀県後期高齢者医療広 域連合契約規則を承知して入札いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>入札者 住 所 氏 名 印 代理人</p> <p>契約担当者 滋賀県後期高齢者医療広域連合 広域連合長</p>	